

埼玉県報

第 2697 号 平成 27 年(2015 年) 5 月 19 日 火曜日

目 次

告示

- 埼玉県議会臨時会の招集(財政課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 〇 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定(水環境課)
- ひ 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等 の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託 (産業技術総合センター)
- 埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(議会・ 総務課)
- 電子複写機用再生紙3品目の単価契約に関する落札者等の公示(会計課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 公 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示(水道管理課)
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示(水道管理課)
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示(水道管理課)
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示(水道管理課)
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示(水道管理 課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

埼玉県告示第五百二十号

 \mathcal{O} 規定により、 次の事件について、地方自治法 平成二十七年五月二十六日 (昭和二十二年法律第六十七号) に埼玉県議会臨 時会を招集する。 第百 一条第 項

平成二十七年五月十九日

埼 玉 知 上 田 清 司

付 議する

- 埼玉県議会 議長を選挙することに 0 V 7
- 埼玉県議会副議長を選挙 することに 0 11 7
- 三 県議会委員会条例 \mathcal{O} 部を改正す る
- 兀 埼玉 県議会常任委員会委員を選任することに 0 11 7
- 五. 埼玉 県議会議会運営委員会委員を選任することに 9 1 7
- 六 埼玉県議会 特 別委員会を設置することに つい 7
- 九八七 埼玉 早議会 特 別委員会委員を選任することに 0 い 7
 - 議員 へのうち から選任される埼玉県監査委員に 9 V 7 同 意を求り めることに つい 7
- 埼玉 一県浦 和 競馬組合 議会議員を選挙することに 9 V
- 彩の 国さい たま 人づくり 広域連合議会議員を選挙することに 9 1 7

埼玉県告示第五百二十一号

出さ る。 定 款 れ \mathcal{O} 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十 変更の認 たの で、 同条第五項にお 証を受けようとする特定非営利活動法人 ** \ て準用する同法第十条第二項 から 五 条第四 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に に り ょ 申 請 り 公告す 書 ょ I が 提 り、

aitamaken-npo.net/)) に 活 1 部 な 共助 ン お、 タ 社 当 ネッ .会づ 該 申 トを利 請 ŋ に 係る 課 及 用する方法 により び埼玉 変更後 縦覧 県 \mathcal{O} 南 定 (埼玉県 N に供する。 部 款 地域 を、 振 申 興 請 Ρ セ 書 Ο 情報ス [を受理 ン タ テ 12 L お た シ V 日 彐 7 か 備 5 二月 え (http://www.s 置 く方 間、 法 県 並 民 び 生

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピース

三 代表者の氏名

會田 真弥

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市戸塚東二丁目十七番十七1

五 定款に記載された目的

与 学習を通してその に することを目的とする。 対 (変更前 て、個 性を尊重 \mathcal{O} 保護者とともに、 法 し心豊かに育 は、 発 達 に 木 0 こ の 難を抱え特 てい 地域で < 事ができるよう支援する事業を行い \mathcal{O} 別 なニ 充実した居場所 ズ を必要とし 作り実現に て V る子供 寄

を行 実現に寄与することを目的とする (変更後) に 学 習 対 この -を 通 て、 法人は、 個 てその 性 を尊重 発達に 保護者とともに L 心豊 木 か 難 に を 育 抱 え 0 特 て \mathcal{O} 1 別 地域 く 事 な = で が 1 の、 ズ できるよう支援す を 必 充実した居場所作 要と L て 11 ,る事業 る 子 供 1)

埼玉県告示第五百二十二号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次 のと おり申 第十条第一 請 書が 項 提 \mathcal{O} 出され 規定に たの ょ り、 で、 特定 同

並 U びにインターネット 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 くり課及び を利用す ,る方法 埼玉県北部地域振興セ 役員名簿、 (埼玉県N 設立趣旨書並 申請書を受理 Р О ン 情 報 タ CK ステ に した に 設 お 1 日 当 シ 1 て 備 彐 から二月間、 初 \mathcal{O} え 置 事業年度 (http://w 方法 県 及

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人学育ふっくらむ

三 代表者の氏名

為谷 早苗

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市蓮沼四百四十九番地

五 定款に記載された目的

供 バ することで、 こ の ル化する社会の変化に 法 人は、 子供 教育 格 及 差 び \mathcal{O} 解消 対応する子供達の育成に寄与することを目的とする。 般市 を図るととも 民 等に対 Ļ に多様な価 学習支援 や様 値 観 々 な \mathcal{O} 交流 醸 成 を促し 体 験 \mathcal{O} 場を提 グロ

埼玉県告示第五百二十三号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次のと おり申 第十条第一 -請書が 項 の 提 出され 規定により、 たので、 特定 同

並 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興セン U びにインターネットを利用す 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 んる方法 役員名簿、 (埼玉県NP 設立趣旨書並 申請書を受理 Ο 情報 タ び ステ に . 設 立 した に お 日 当 シ 1 彐 て備え置 から二月間、 初 \mathcal{O} 事業年度及 (http://w 一く方法 県

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ノア

三 代表者の氏名

新井裕

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字末野千二百三十三番地二

五 定款に記載された目的

合う地域社会作りに寄与することを目的とする。 隣人愛の この 法 精神に基き、 人は、養護施設出身者や里親家庭出身者、 自立した生活を手助けするため 知的障害 \mathcal{O} 活動を行い \mathcal{O} ある者などに 相互に支え 対

埼玉県告示第五百二十四号

出さ 定 る。 款 特定非営利活動促進法 れ の変更の認証を受けようとする特定非営 たので、 同条第五項にお (平成十年法律第七号) ** \ て準用す る 同法 利活動法人 第二十五条第四 第十条第二項 から次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に り申 に ょ り 請 公告す 書が提 ょ り、

法並 県民生活部共助社会づ 及 /www.saitamaken-npo.net/) び翌事業年度の な びにイ お、 当 ンタ 該 申 ーネット 請 事業計 に係る < 変更後 画書及 を利用する方法 り課及び び に \mathcal{O} 定款 より縦覧に供する。 埼玉県北 活動予算書 並 び (埼玉県NP に当該 部 を、 地域 張興セ 定款 申 請書 Ο \mathcal{O} 情報 を受理 ンタ 変更 \mathcal{O} ス に テ L 日 お た \mathcal{O} シ 11 日 属 \exists て備え置 か す ら二月 る事 (http:/ 業年度 く方 間、

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十四日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりそい

三 代表者の氏名

篠原 毅之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百四十八番地十

五 定款に記載された目的

することを目的とする。 1 この 害 法 者 人は、 お ょ び高 地域で暮ら 一齢者が 自立 す 障 :害者 た生活を過ごせるような福祉 お ょ び 高齢者に対 Ļ 訪問 社会の 介 護、 増進に寄与 送迎等を行

埼玉県告示第五百二十五号

う。 ため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域 有害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、)を次のとおり指定する。 当該汚染による人の健康に係る被害を防止する 以下 「要措置区域」とい 特定

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

要措置区域

別図のとお り(埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の _ 部

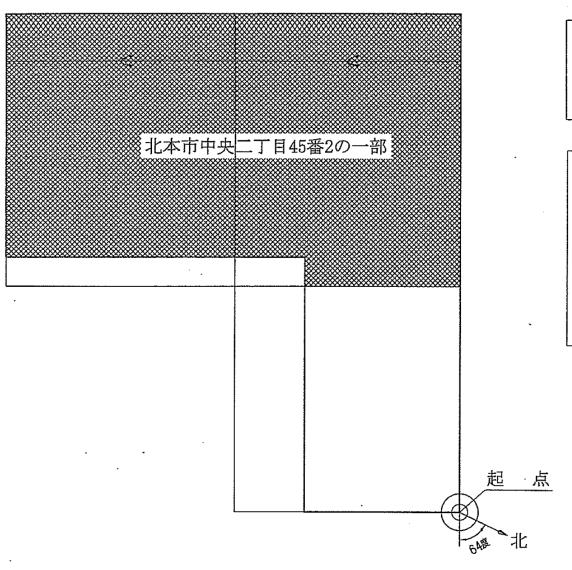
 \mathcal{O} 基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則 ない 特定有害物質の (平成十四年環境省令第二十九号) 種 類 第三十一条第一 項

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の 一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、 東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔 で引いた線により形成されている 格子を、起点を中心として右回り に回転させた角度を示す。

【凡例】

----- 調査対象地・筆境界

———— 単位区画

要措置区域

埼玉県告示第五百二十六号

り指定する。 をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特 $\overline{}$ を次のとお

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一形質変更時要届出区域

別図のとおり (埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の _ 部

質の種類 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の 基準に適合してい ない 特定有害物

シアン化合物

別図 北本市中央二丁目45番2の一部 点

【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、 東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔 で引いた線により形成されている 格子を、起点を中心として右回り に回転させた角度を示す。

【凡 例】

----- 調査対象地・筆境界

———— 単位区画

形質変更時要届出区域

埼玉県告示第五百二十七号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお お り 縦覧 11 て準 九 に 供す 用する同 +る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定 . よる届 に ょ 1)

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字壱丁目三百六十七番地

ロ変更の概要

大規 模 八売店舗 を 設置す る者 \bar{o} 氏 名又は 名称及び 住 所並びに 法 人 に あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

ホーマック株式会社 代表取締役 石黒靖規

(変 更後) 株式 会社 1 \exists 力 堂 代表取 締 役 戸井和 久

DCMホーマック株式会社 代表取締役 石黒靖規

にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗

12

お

1

て

小

売業を行う

者の氏名又は

名称及び

住所並び

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計四十六者

(変更後) 株式 会社 1 \exists カ 堂 代表取 締 役 戸 井和 久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計四十八者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月一日外

二 届出年月日

平成二十七年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年五月十九日から平成二十七年九月十九日ま

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年五月十九日から平成二十七年九月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第五百二十八号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁 目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額 186,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1 項第1号に該当

埼玉県告示第五百二十九号

り、 同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

場に限る。)	車場以外の駐車	駐車場(指定駐	総合センターの	埼玉県産業技術	施設の名称
	代表取締役社長 加藤 孝夫	ョン	株式会社デジタルスキップステーシ	川口市上青木三丁目十二番六十三号	受託者の住所、名称及び代表者氏名
		三十一日まで	から平成二十八年三月	平成二十七年四月一日	委託期間

埼玉県告示第五百三十号

平成二十七年五月十九日定したので、次のとおり告示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県議会事務局総務課IT・情報公開担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額 50,953,536円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年2月3日

埼玉県告示第五百三十一号

平成二十七年五月十九日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量電子複写機用再生紙3品目の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所 溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町一丁目 33 番地
- 5 落札金額 30,256,416 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成 27 年 2 月 17 日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十六年七月二十二日

指令川建セ第二六〇〇三三〇号

一 検査済証番号

平成二十七年五月十三日

川建セ第二七〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字陣屋東八百十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田七百九十三番地

清水俊輔

埼玉県公営企業告示第二十六号

する電気の調達に関する入札公告)は、不調とする。 平成二十七年二月十三日埼玉県公営企業告示第七号(埼玉県大久保浄水場で使用

平成二十七年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県公営企業告示第二十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十七年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県庄和浄水場で使用する電気 予定使用電力量 13,540,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地
- 3 供給期間 平成27年5月1日から平成28年4月30日まで
- 4 需要場所 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場
- 5 落札者を決定した日平成27年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所丸紅株式会社東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 7 落札金額(税抜) 212,365,450円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成 27 年 2 月 13 日

埼玉県公営企業告示第二十八号

平成二十七年二月十三日埼玉県公営企業告示第九号(埼玉県行田浄水場で使用す

る電気の調達に関する入札公告)は、不調とする。

平成二十七年五月十九日

埼玉県公営企業告示第二十九号

平成二十七年二月十三日埼玉県公営企業告示第十号(埼玉県新三郷浄水場で使用

する電気の調達に関する入札公告)は、不調とする。

平成二十七年五月十九日

埼玉県公営企業告示第三十号

平成二十七年二月十三日埼玉県公営企業告示第十一号(埼玉県吉見浄水場で使用

する電気の調達に関する入札公告)は、不調とする。

平成二十七年五月十九日

埼玉県公営企業告示第三十一号

平成二十七年二月十三日埼玉県公営企業告示第十二号(埼玉県上赤坂中継ポンプ

所で使用する電気の調達に関する入札公告)は、不調とする。

平成二十七年五月十九日

埼玉県選管告示第三十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

午前十時

日時 平成二十七年五月二十二日

埼玉県選挙管理委員会室

議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の

申出について

イ 埼玉県知事選挙について

ウ その他